

水道の凍結対策を！

気温が氷点下を下回ると水道が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、破裂することがあります。
気象情報などを確認し、水道の凍結対策をお願いします。

▼特に凍結に注意する箇所

・屋外の露出水道管や風当たりの強いところ

▼凍結を防ぐには

・保温材や毛布、布などを隙間なく巻きつけて保護し、保温材などが濡れないようにしてください
・冷え込みが厳しい時には、蛇口から少量の水を出しておくことで有効です（水道代がかかりますのでご注意ください）

▼水道管が破裂してしまった場合

・応急処置として、水道メーター横のバルブを閉め、水を止めてください。その後、島原市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください（水道管の破裂などによる修理費用は、所有者の負担となります）



水道管に保温材などを巻き付け、濡れないようにテープで保護する（例）

▼水道が凍結して水が出ない場合

・自然に解けるのを待つか、タオルなどを巻き付け、ゆっくりとぬるま湯をかけて解かしてください

※熱湯をかけると、水道管の破裂やひび割れをすることがあります

・応急処置として、水道メーター横のバルブを閉め、水を止めてください。その後、島原市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください（水道管の破裂などによる修理費用は、所有者の負担となります）

※島原市指定給水装置工事業者一覧など詳しくは市ホームページをご覧ください

▼問い合わせ先 水道課工務班

☎ 1111 内線 594～596

『臨時福祉給付金』・『子育て世帯臨時特例給付金』の申請受付が2月2日（月）で終了します

『臨時福祉給付金』、『子育て世帯臨時特例給付金』の申請期限が迫っています。期限後の受け付けはできませんので、支給対象者で申請が済んでいない人は、期限までに手続きを済ませてください。なお、支給対象と思われる世帯へは、昨年7月下旬に申請書などの案内を郵送しています。申請方法や必要書類、案内が届いていない人で該当すると思われる人など、詳しくは問い合わせてください。



臨時福祉給付金

給付額 1人につき1万円

▶支給対象者

平成26年度の「市民税非課税者」

※生活保護受給者や課税者の扶養親族などは除く
※老齢基礎年金、障害基礎年金などの年金受給者や児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は1万5千円

子育て世帯臨時特例給付金

給付額 給付対象児童1人につき1万円

▶支給対象者

平成26年1月分の「児童手当の受給者」

※児童手当の所得制限限度額以上の人および生活保護受給者などは除く
※臨時福祉給付金に該当する場合は、子育て世帯臨時特例給付金は対象外となります

▶問い合わせ先

- ・臨時福祉給付金に関すること…福祉課地域福祉班（☎ 63-1111 内線 331）
- ・子育て世帯臨時特例給付金に関すること…こども課こども福祉班（☎ 63-1111 内線 276）